令和4年度					一般会計歳出 第 9 款 2 項 4 目 12 節 委託料
受付番号 種目番号 350			連絡先 産業廃棄物対策課 施設指導係 TEL 671-2515		
4	-	_	.	<i>a</i>	設計書
1	委	Ē	ŧ	名	戸塚区品濃町最終処分場ホウ素除去業務委託
2	履	行	場	所	戸塚区品濃町最終処分場
3	履	行	期	間	▶期間 令和4年4月1日 から 令和5年3月31日まで
	又	は	期	限	□期限 契約締結日から令和 年 月 日まで
4	契	約	区	分	口確定契約 口概算契約
5	その	他特	約事	項	なし
6	現	場	説	明	▶ 不要
					□ 要 (月 日 時 分、場所)
7	委	託	概	要	本業務は、戸塚区品濃町最終処分場にある浸出水処理施設の ホウ素処理としてホウ素吸着塔を設置し、その機能を十分に発 揮するよう当該装置の再生交換を行うものである。

8 部分払

口 する	(4回以内)
□しない		

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額
再生交換業務	4月~6月	1	式		()
再生交換業務	7月~9月	1	式		()
再生交換業務	10月~12月	1	式		()
再生交換業務	1月~3月	1	式		()

- * 単価及び金額は、消費税等相当額を含まない金額。
- * 概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

委託代金額	(¥)	
内訳	業務価格	(¥)	
消費税等相当額		(¥)	

横浜市資源循環局

委託内訳書

名称	形状寸法等	数量	単位	単価 (円)	金額(円)	摘要
賃貸費(1)	賃貸開始月	1	か月			吸着塔8塔
賃貸費(2)		(11)	か月		()	吸着塔8塔
再生交換費		(172)	塔		()	
運搬費(1)	再生済み搬入	(172)	塔·回		()	
運搬費(2)	使用済み搬出	(172)	塔·回		()	
業務価格 計					()	
消費税等相当額		1	式		()	10%
業務委託料					()	

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む 横浜市資源循環局

戸塚区品濃町最終処分場ホウ素除去業務委託 業務仕様書

(横浜市資源循環局)

第1章 総則

(適用)

第1条 本仕様書は、「戸塚区品濃町最終処分場ホウ素除去業務委託」に適用する。 本業務委託については、委託契約書等に定めるもののほか、横浜市契約規則、委託契約約款、資 源循環局共通仕様書及び本仕様書に従い、履行に際し関係する法令を遵守して、これを履行しなけ ればならない。

(委託概要)

第2条 本業務は、戸塚区品濃町最終処分場にある浸出水処理施設のホウ素処理としてホウ素吸着塔を設置し、その機能を十分に発揮するよう当該装置の再生交換を行うものである。

第2章 業務

(委託内容)

- 第3条 本業務の内容は、次のとおりである。
 - (1) ホウ素吸着塔の設置・交換(運搬含む)
 - (2) ホウ素吸着材(キレート樹脂)の再生及び補充

(設備仕様)

第4条 本業務の対象設備であるホウ素吸着塔の仕様は、次のとおりである。

形 式	ホウ素吸着塔(参考品番 2塔式 B-700BC-BC 新日本電工製	!)
樹脂量	600[L/塔]	_
流量	3.0[m3/h]	_
(参考)ホウ素吸着能力	4.3[g/L-R] % 1	
(参考)ホウ素吸着量	2.6[kg/塔] ※1	
数 量	常時8塔を使用	

※1 浸出水成分により変動あり

なお、ホウ素吸着塔は、上記仕様を満足し、かつ既存施設に設置・接続可能な機種とする。

(再生交換)

第5条 本業務の対象設備であるホウ素吸着塔の再生交換にあたっては、委託者が指定する職員(以下「担当職員」という。)から使用済み塔数の事前通知を受け、指定する期間内に再生済みの交換品を用意するものとする。なお、再生交換の頻度については、次のとおりとする。

再生交換の頻度	4 塔/回(8日前後の間隔を想定 ※2)
	※2 処理使用状況により変動あり

(担当)

第6条 本業務委託の担当は、産業廃棄物対策課とする。

(業務実施計画書)

第7条 業務の実施に先立ち、業務実施計画書を作成し、初回納入の前までに担当職員の承認を得る こと。なお、受託者は対象設備の搬入搬出日時等については、担当職員と綿密な打合せを行い、業 務実施計画書を作成するものとする。

(再生業務)

第8条 受託者は、関係法令に基づき適正にキレート樹脂を再生すること。

(交換業務)

- 第9条 受託者は、受託者運搬車両(ユニック車等)にて使用済み品の積み込み及び再生済み交換品 の積み降ろしを適切に行うこと。(設置場所の詳細については、添付図を参照)
- 2 使用済み品の積み込み及び再生済み交換品の積み降ろしを行う際は、別途「点検保守業務委託」の現場責任者等と調整を図り、円滑かつ安全に業務を実施すること。
- 3 積み込みした使用済み品は、漏洩のないよう再生工場へ関係法令に基づき適切に運搬すること。 又、再生済み交換品の設置場所への運搬も同様に行うこと。
- 4 再生済み交換品は、処分場内の指定する設置場所(取外した元の位置)にて積み降ろしを行うこと。なお、水抜き・接続管及び固定金具の取外し等再生交換業務の前処理作業は、委託者側で行うものとする。

(場内での保安対策及び作業時間)

第10条 設置場所(処分場内)にて行う作業にあたっては、担当職員と十分に協議し、資源循環局構 内作業基準を遵守したうえで、当局通常業務及び施設の維持管理に支障がないよう安全管理を行う こと。なお、現地作業は原則9時から17時までとする。

(損害の負担)

- 第11条 本業務中に受託者の責めに帰するべき事由により受託者に生じた損害について、委託者は一切の責任を負わないものとする。
- 2 作業中に受託者の責めに帰するべき事由により既設設備等に損害が生じた場合は、受託者はその損害を賠償する責任を負うものとする。

(業務報告書)

- 第12条 業務報告書は、次のとおりとする。
 - (1) 業務概要書
 - (2) 再生交換証明書(納品書等)
 - (3) その他担当職員が指示するもの

適用する仕様書等(委託)

1 適用する仕様書等

資源循環局が発注する委託等に適用する仕様書、特記仕様書、適用図書及び遵守事項は、下記の共通 仕様書等のうち☑が印されたものとする。

適用	名称	改定年月
abla	委託共通仕様書	令和2年4月
abla	資源循環局構內作業基準	令和3年3月
	本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領	令和3年4月
	横浜市土木設計業務共通仕様書	令和2年8月
	横浜市測量業務共通仕様書	令和2年8月
	横浜市地質調査業務共通仕様書	令和2年8月
	横浜市建築局建築設計委託業務共通仕様書	令和元年5月
	横浜市建築局建築工事監理委託業務共通仕様書	令和元年5月
	個人情報取扱特記事項 受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、 記事項」を遵守し、業務着手にあたっては「個人情報取扱特記事項」に し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。	
	前金払に関する特記事項 本委託業務については、契約代金額が、設計・調査業務の場合300万円以 合200万円以上(設計・調査業務と測量業務が含まれる場合は200万円以 は、前払金を請求することができる。	

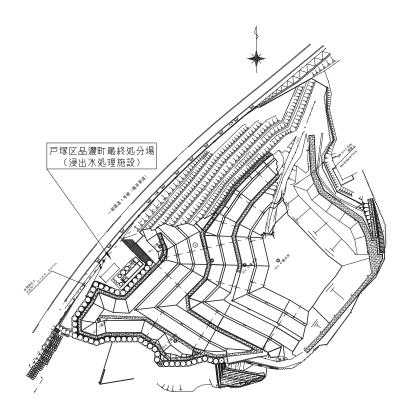
2 入手先

仕様書は以下の市ホームページからダウンロードすること。

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/shigen/shiyousyo



戸塚区品濃町最終処分場 所在地 横浜市戸塚区品濃町 1622番地



配置図 S=1/1000

